

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準関係機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と山梨労働局長がその都度協議して決定している。

平成24年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止となった機関

区分	事業所の名称	号別区分	労働基準監督機関	新設・廃止年月日
廃止	衛生環境研究所分所	第13号	労働基準監督署	平成24年3月31日
名称変更	衛生環境研究所	第12号	人事委員会	平成24年4月1日

(2) 労働基準監督機関の職権行使の枠組

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、法第58条第5項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

(3) 平成24年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

①労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	業種	事業者名		
			知事部局	教育委員会	公安委員会
労働基準監督署	3号	建設業	建設事務所（支所を含む。） 中部横断自動車道推進事務所 新環状・西関東道路建設事務所 流域下水道事務所		
	13号	保健衛生業	児童相談所（一時保護課に限る） 甲陽学園 育精福祉センター 富士ふれあいセンター 食肉衛生研究所 精神保健福祉センター 保健福祉事務所 中北保健福祉事務所峡北支所	盲学校寄宿舎 ろう学校寄宿舎 支援学校寄宿舎	
人事委員会	12号	教育研究業	職員研修所 消防学校 衛生環境研究所 環境科学研究所 総合理工学研究機構 宝石美術専門学校 工業技術センター（ワインセンターを含む。） 産業技術短期大学校 高等技術専門学校 就業支援センター 水産技術センター（支所を含む。） 総合農業技術センター（高冷地野菜・花き振興センターを含む。） 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 専門学校農業大学校 森林総合研究所	高等学校 盲学校（寄宿舎を除く。） ろう学校（寄宿舎を除く。） 支援学校（分校を含み、寄宿舎を除く。） 総合教育センター 図書館 埋蔵文化財センター 美術館 博物館 考古博物館 文学館	警察学校

②官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）

監督機関	号別/業種	事業者名			
		知事部局	教育委員会	公安委員会	その他
人事委員会	官公署の事業	知事部局本庁	教育庁本庁 教育事務所	警察本部（附置機関を含む。） 警察署（交番、駐在所及び連絡所を含む。）	議会議務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 選挙管理委員会事務局 （地方事務局を含む。）
		地域県民センター			
		林務環境事務所			
		農務事務所			
		県民生活センター			
		東京事務所			
		総合県税事務所			
		パスポートセンター			
		女性相談所			
		児童相談所（一時保護課を除く。）			
		こころの発達総合支援センター			
		障害者相談所			
		動物愛護指導センター			
		大阪事務所			
		計量検定所			
		家畜保健衛生所			
		広瀬・琴川ダム管理事務所			
荒川ダム管理事務所					
大門・塩川ダム管理事務所					
深城ダム管理事務所					

(4) 労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成24年度に行った許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

(件)

内 容	件 数				根 拠 法 令
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	合 計	
解雇予告除外認定	1	1	1	3	労働基準法第20条
非常災害時の理由による労働時間延長届	0	0	0	0	〃 第33条
時間外労働・休日労働に関する協定届	0	0	1	1	〃 第36条
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	0	0	0	〃 第41条
総括安全衛生管理者選任報告	1	1	0	2	労働安全衛生規則第2条
衛生管理者選任報告	0	0	0	0	〃 第7条
産業医選任報告	0	0	0	0	〃 第13条
定期健康診断結果報告	0	0	0	0	〃 第52条
労働者死傷病報告	0	0	0	0	〃 第97条
ボイラー等の設置にかかる検査	0	0	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第14条等
機械等の設置届	1	0	0	1	〃 第10条等